

「あなたの未来がきっと見つかる」看護のお仕事フェア開催業務仕様書

1 業務名

「あなたの未来がきっと見つかる」看護のお仕事フェア開催業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

県内の看護養成学校卒業生の県内就職率は、73.2%となっており、県内就職率の向上を図るため、看護学生を対象に県内医療機関の魅力を伝えるお仕事フェアを開催し、福岡県内の就業看護職員を確保する。

4 就職フェアの概要

(1) 開催時期

令和 9 年 1 月 9 日(土)、10 日(日) ※連続した 2 日間での実施

(2) 開催場所

アクロス福岡 イベントホール

(3) 実施する内容

対象:令和 10 年 3 月卒業見込みの看護学生および復職希望者(最大 800 人)
県内医療機関(50 施設以上)

内容:県内の医療機関を招聘し、医療機関毎に設置するブースにおいて、看護学生等に対し、医療機関の魅力を直接伝えるお仕事フェアを開催する。

5 業務の内容

(1) 開催にかかる企画運営

① 業務実施体制の確保

- ・受託者は、問合せ対応等、円滑な業務遂行のための体制を確保するとともに、委託事業の効果的な実施のため、定期的に県と打合せ又は報告を行うこと。
- ・参加者確保のための独自のアイデアや具体的な方法を提案すること。また、参加する医療機関が学生へ各医療機関のアピールポイントを伝えられるよう工夫を行うこと。

② 会場レイアウト

- ・参加学生、医療機関数に応じた、効果的な会場レイアウトを提案すること。
- ・必要に応じ、会場の装飾等に必要な資材等について製作・設置すること。

③ 当日の運営

- ・開催当日の会場整理や安全管理を行うこと。
- ・フェア会場の来場者の回遊性を高め、一部の医療機関への訪問に偏ることがな

いよう、複数のブースの訪問を促す仕組みや時間配分等を工夫すること。

④ 参加者数

・2日間を通して 800 名程度の参加者を目標とし、参加人数が把握できるよう実施すること。

⑤ 参加医療機関との連絡調整及び参加者の受付

・県から引継ぎを受けた参加医療機関との当日の運営に関する連絡調整を行うこと。

・参加者について、WEB 申込フォーム等を活用し、両日程の参加人数把握のための事前の申込受付及び当日受付を行うこと。

⑥ 各経費の支払い

【開催プログラム(例)】

時間	内容(1日目)
9:00～11:30	会場準備
12:00～17:00	フェア実施(25 施設以上)
17:00～	2日目に向けた会場準備

時間	内容(2日目)
9:00～10:00	会場準備
10:30～15:00	フェア実施(25 施設以上)
15:00～	復旧作業

(2) 周知・広報の実施

・県は関係機関(看護養成学校及び福岡県看護協会等)とのネットワークを活用し、看護学生および復職希望者への周知を行う。

受託者においては、効果的なフェア開催とするため、県が実施する周知・広報以外でのSNSや各種広報媒体(広告、特設サイト、チラシ、ポスター、動画配信等)を活用する等、参加意欲を喚起する広報活動を実施すること。ただし、その手法については自由提案とする。

・福岡県が主体となって本フェアを開催している旨を広報すること。

・特設サイトを作成する場合は、開催前の期待感を醸成し、当日のマッチング精度を高めるため、参加施設の紹介情報の事前公開や、学生が関心のある施設を事前に確認できる機能を付与する等、利便性の高いものとする。

・十分な期間を設けて広報を実施すること。

・各種広報媒体を作成し、送付する場合は、事前に県と協議し送付先を決定する。

(3) 参加者アンケートの実施

参加者及び参加医療機関に対しアンケートを実施するとともに、アンケートの回収率が上がるように努めること。なお、その設問については、事前に県と協議することとする。

る。

(4) 実績報告書の作成

全過程終了後、参加者数やアンケート結果等の実績をまとめた実績報告書を作成・提出すること。なお、アンケート結果を踏まえての次年度への提案事項や、委託業務を実施する中で浮かび上がった課題・改善事項等について、報告書に盛り込むこと。また、回収したアンケート回答の媒体については、実績報告時に提出すること。

6 その他

(1) 業務実施体制の確立

提案にあたっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。

(2) 個人情報の保護

① 本契約の履行に関する受託者独自の個人情報の取扱については、「保有個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

② 県の委託事業と自社事業を明確に区分けし、本業務で取得した個人情報等を自社事業の営業活動等に利用しないこと。

(3) 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。

ただし、文書にて事前に県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。

(4) 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、すべて受注者が行うこと。

(5) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておき、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。

(6) 業務の各過程においては、県と十分な協議、連携の上、行うこと。